

## 議案第4号関連資料

### 動物愛護管理担当職員の設置に関する条例の制定について

#### 1 提案理由

「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が、令和2年6月1日に施行されることに伴い、改正法中、中核市を含む都道府県等は、条例で定めるところにより、獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有する「動物愛護管理担当職員」を設置することが義務付けされたため、新規条例を制定しようとするものです。

#### 2 動物愛護管理担当職員

担当職員は、その地方公共団体の職員であって獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有するものをもって充て、動物の愛護及び管理に関する事務を行うものです。

#### 3 施行期日

令和2年6月1日

#### 4 その他

あかし動物センターでは、すでに獣医師職員を配置しているため、条例制定後は当該獣医師職員を充てたいと考えています。